

## 令和6年度大仙市入社準備助成金 Q & A

### Q1 大仙市入社準備助成金とは何ですか。

A1 少子化により、新卒者の有効求人倍率が4倍にせまるなど、県内の雇用状況が変化しており、今後も若年層の都市圏への人口流出が懸念されます。そこで、市内の事業所における新規雇用に対して助成金を交付することにより、人手不足の解消と早期離職の防止だけでなく若年層の地域定住を促進し、本市の活性化に寄与することを目的に、就職者自身の入社準備に係る費用を企業を通して交付するものです。

### Q2 対象となる事業者の条件はありますか。

A2 次の要件を満たす事業者が対象となります。

1. 中小企業者（ただし、製造業にあっては資本の額又は出資の総額が3億円超の会社並びに常時雇用する従業員の数が300人超の会社も対象とする。）で、会社法に規定する会社、個人事業者であること（ただし、資本金又は出資金を国又は地方公共団体から受けている場合は対象外。）
2. 大仙市内に事業所を有すること。
3. 健康保険法に規定する適用事業者であること。
4. 新規雇用日の前6箇月間に、会社都合による離職者がいないこと。
5. 市税の滞納がない事業者であること。
6. 大仙市工業等振興条例指定者ではないこと。

### Q3 対象となる被雇用者の条件はありますか。

A3 次の要件を満たす事業者が対象となります。

1. 45歳未満
2. 正規雇用労働者として新規雇用された者
3. 申請時に当該会社等に勤務し、大仙市に住所を有する者
4. 当助成金の対象となっていない者
5. 新卒者、障害者、または採用決定後市外から転入した者
6. 令和6年4月1日から令和7年3月31日までに新規雇用された者

※ただし、令和6年度に限り令和5年4月1日から令和6年3月31日に新規雇用された者も対象としますが、要件等異なりますので、詳細は、Q8を参照してください。

**Q4. 引っ越しに関する費用とは、具体的にどんなものが対象ですか。**

A4 前住所地から家具やその他の生活用品を運び入れるため、運送事業者に対し支払ったものの他、引っ越しに伴う切符代等かかった費用が客観的に判断できるものです。自動車のガソリン代は引っ越しに伴う費用の算定が困難なため対象となりません。対象になるかご不明な場合は、事前にご相談ください。

**Q5. 助成対象となる家具・家電にはどのようなものがありますか。**

A5 助成対象となる家具・家電は、一般的に新生活に必要なものが対象となります。例としては以下のとおりですが、華美なものや嗜好品は除きます。該当するかご不明な場合は、事前にご相談ください。

(家具・家電の例)

- ・冷蔵庫 ・洗濯機 ・電子レンジ ・炊飯器 ・掃除機 ・ドライヤー
- ・寝具 ・机 ・イス ・収納棚 ・カーテン

**Q6. 「市外転入者」とはどのような方が対象となりますか。**

A6 当助成金での「市外転入者」は、正規雇用されることが決定又は内定後に大仙市に転入した者のことをいいます。

**Q7. 市外からの転入者で新卒者の場合の上限額はいくらになりますか。**

A7 2つ以上の要件に該当する場合は、上限額の高い方を適用します。市外からの転入者の場合上限10万円、新卒者の場合上限5万円ですので、適用する上限額は10万円となります。

**Q8. 令和5年度に雇用した対象者要件や助成金額等教えてください。**

A8. 令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）中に雇用した被雇用者の要件や助成金額等は以下のとおりです。

●被雇用者要件

1. 45歳未満
2. 正規雇用労働者として新規雇用された者
3. 常用雇用
4. 障がい者、ひとり親、新卒者及び正規雇用されたことが決定又は内定後大仙市に転入し正規雇用労働者として新規雇用された者
5. 雇用された日から継続して1年以上大仙市に居住
6. 雇用された日から継続して1年以上当該会社等に勤務

●助成対象経費

被雇用者が支出した入社に係る経費

※対象経費がご不明な場合は、事前にご連絡ください。

●助成金額

被雇用者1人につき上限30万円（実費相当分）

●申請受付

交付対象（雇用日から1年経過後）となった日から当該年度内